

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止対策期における対策」について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近県を含む全国の新規感染者数が減少傾向にある中、県内の直近 1 週間の累積新規感染者数は 30 人から 20 人台を推移し、香川県対処方針の対策期では「感染警戒期」レベル相当まで減少し、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率についても 17% から 15% 前後の水準となっております。

ただし、いずれの指標も感染が急拡大した 3 月末以前の水準までは下がりきっておらず、より慎重に指標を見極める必要があることなどを踏まえ、6 月 21 日(月)以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染拡大防止集中対策期」から「感染拡大防止対策期」への 1 段階の移行とすることとしました。

「感染拡大防止対策期」においては、引き続き、県民の皆さまには、不要不急の外出や他の都道府県との不要不急の往来を慎重に検討していただくことや、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えていただくことなどについてお願いするとともに、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いいたします。

今後、変異株の影響等により再び感染が急拡大し、本県の医療提供体制への負荷がかかることがないように、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただく必要があります。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から『感染拡大防止対策期』における県民の皆さまへのお願い」(資料 1) 及び「感染拡大防止対策期における対策(6 月 21 日以降)について」(資料 2) の貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願いいたします。

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い
～お一人お一人が高い意識を持って、感染防止対策の徹底を～

本県では、4月上旬、そして5月上旬から中旬にかけて、いわゆる「感染急拡大」の状況となりましたが、警戒レベルを最高レベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所や時間を避けて行動することなどについて、また、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をはじめ、4次にわたる飲食店への営業時間の短縮や、集客施設における集客イベント実施の慎重な検討などについて協力要請を行うほか、県外からの集客が見込まれる県有施設等を休館・休園、利用自粛とするなど、感染拡大の防止に向けた対策を講じてまいりました。

多くの県民の皆さま、事業者の皆さまが、各種の対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対して、改めて心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

近県を含む全国の新規感染者数は減少傾向にあり、20日までの「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」について、「緊急事態宣言」が延長される沖縄県を除き、他の都道府県はその解除や「まん延防止等重点措置」への移行が国において決定されました。

このような中、このところの県内の直近1週間の累積新規感染者数は30人から20人台を推移し、国の分科会提言における指標及び目安のステージⅡ、香川県対処方針の対策期では「感染警戒期」レベル相当まで減少し、一時、約63%までになった医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は、17%から15%前後の水準となっております。ただし、いずれの指標も感染が急拡大した3月末以前の水準までは下がりきっておらず、特に確保病床使用率は国のステージⅢの目安20%をようやく下回ったところであり、感染の下降局面では、医療提供体制に支障をきたさないよう、より慎重に指標を見極める必要があることなども踏まえ、6月21日（月）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染拡大防止集中対策期」から「感染拡大防止対策期」への1段階の移行とすることといたします。

「感染拡大防止対策期」においては、引き続き、県民の皆さまには、不要不急の外出や他の都道府県との不要不急の往来を慎重に検討していただくことや、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えていただくことなどについてお願いするとともに、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いすることといたします。

この「感染拡大防止対策期」の期間については、全国の状況を踏まえ、7月11日（日）までといたしますが、今後、変異株の影響等により再び感染が急拡大し、本県の医療提供体制への負荷がかかることがないよう、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただく必要がありますので、県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、現在、市町において、高齢者に対する接種を推進しているところでありますが、県としても、7月10日から広域集団接種センターを設置・運営し、高齢者や障害者施設の従事者や教職員等を対象に、先行して実施することで、県全体のワクチン接種を加速化してまいりたいと考えております。

私としましては、ワクチン接種の実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいります。

どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

感染拡大防止対策期における対策（6月21日以降）について

令和3年6月18日

○対策期間：6月21日（月）～7月11日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるよう協力要請
- 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間 は行動記録を取るよう協力要請
- 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 別添1**：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 別添2**（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
- 別添3**（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4**：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6**：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
- 別添2**（再掲）：業種別ガイドライン
- 別添7**：今後における適切な感染防止対策
- 別添8**：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲): かがわコロナお知らせシステム

別添9: 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
- 協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10: 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11: 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で開館。

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略):「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。